

令和6年度  
木造家屋建築工事業における  
労働災害防止対策等について



 厚生労働省

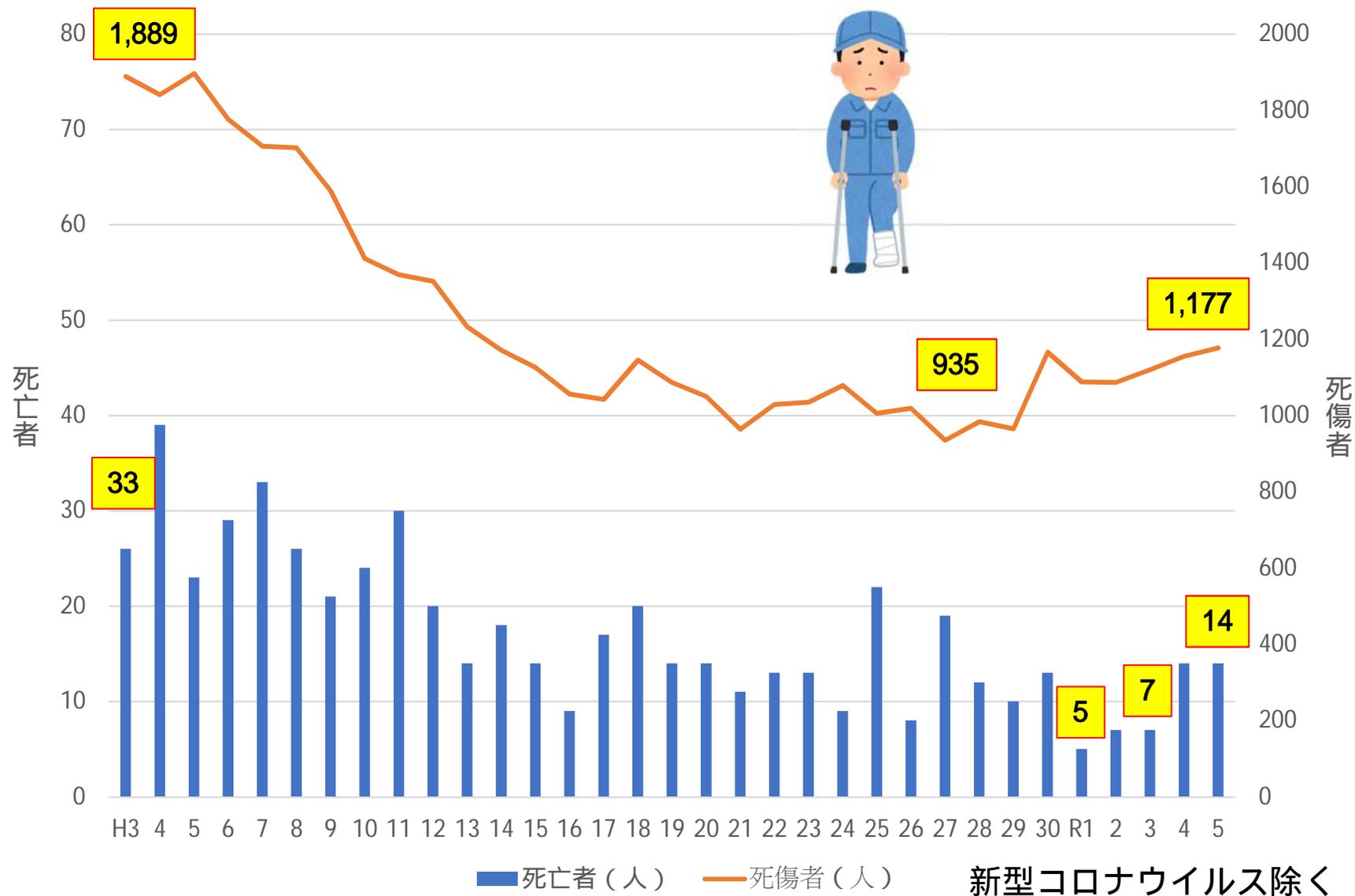
秋田労働局

本荘労働基準監督署

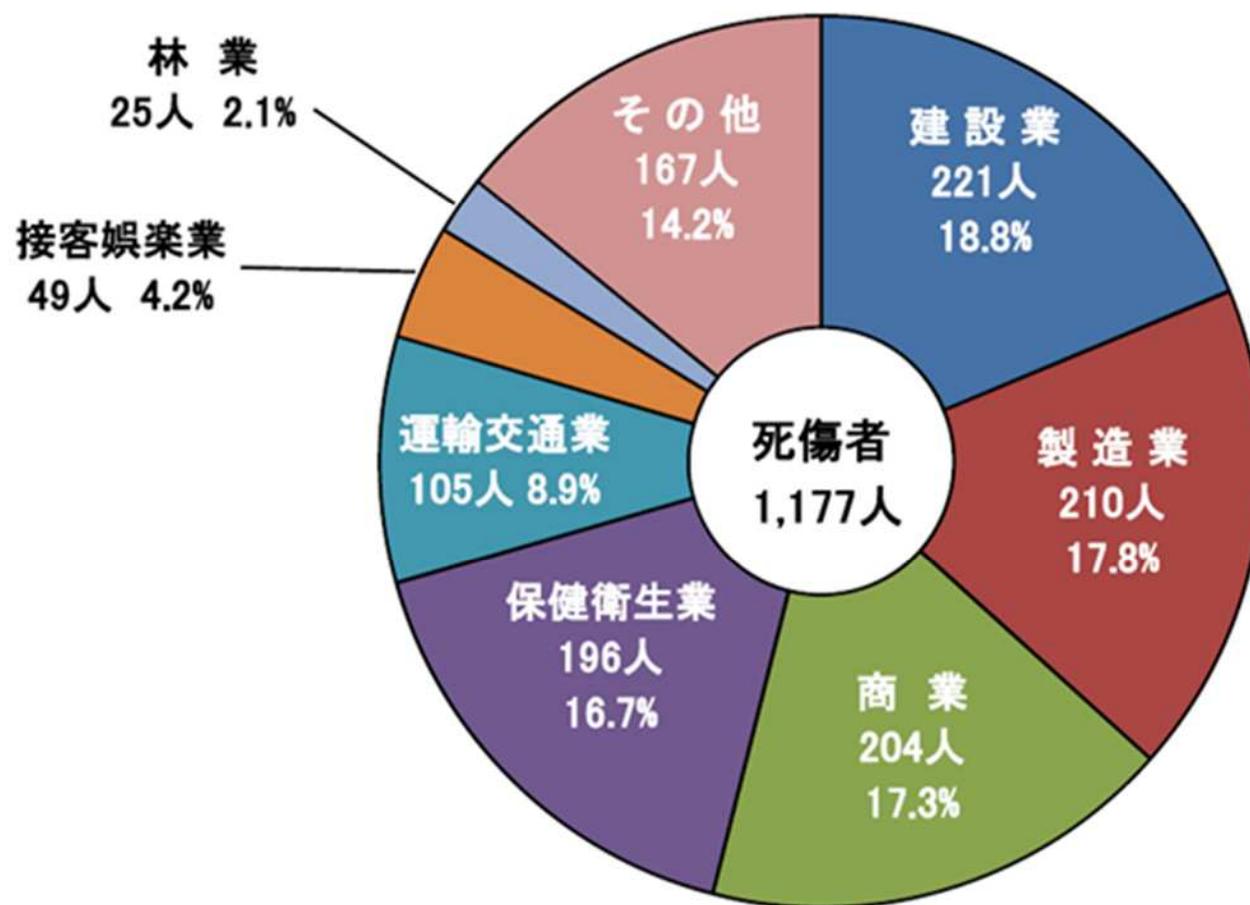
## 本日のテーマ

1. **建設業における労働災害発生状況**
2. **墜落・転落災害の防止について**
3. **熱中症対策について**
4. **石綿暴露防止について**

# 秋田県における労働災害発生状況の推移 (平成3年～令和5年)

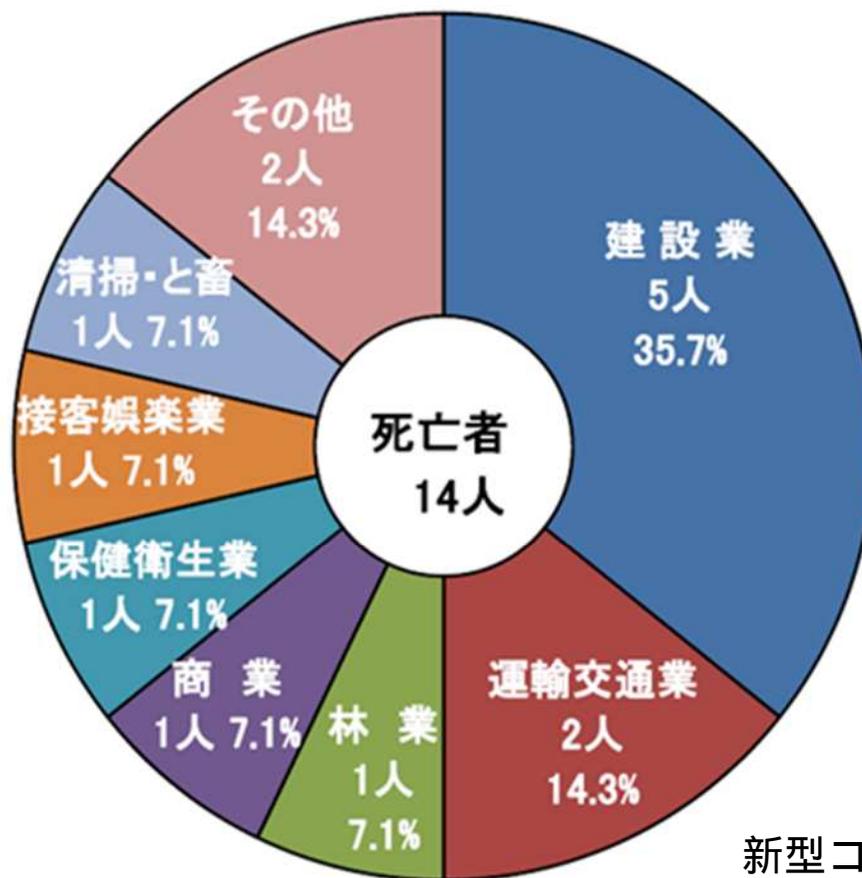


## 2 令和5年 業種別発生状況（休業4日以上之死傷者数）



新型コロナウイルス除く

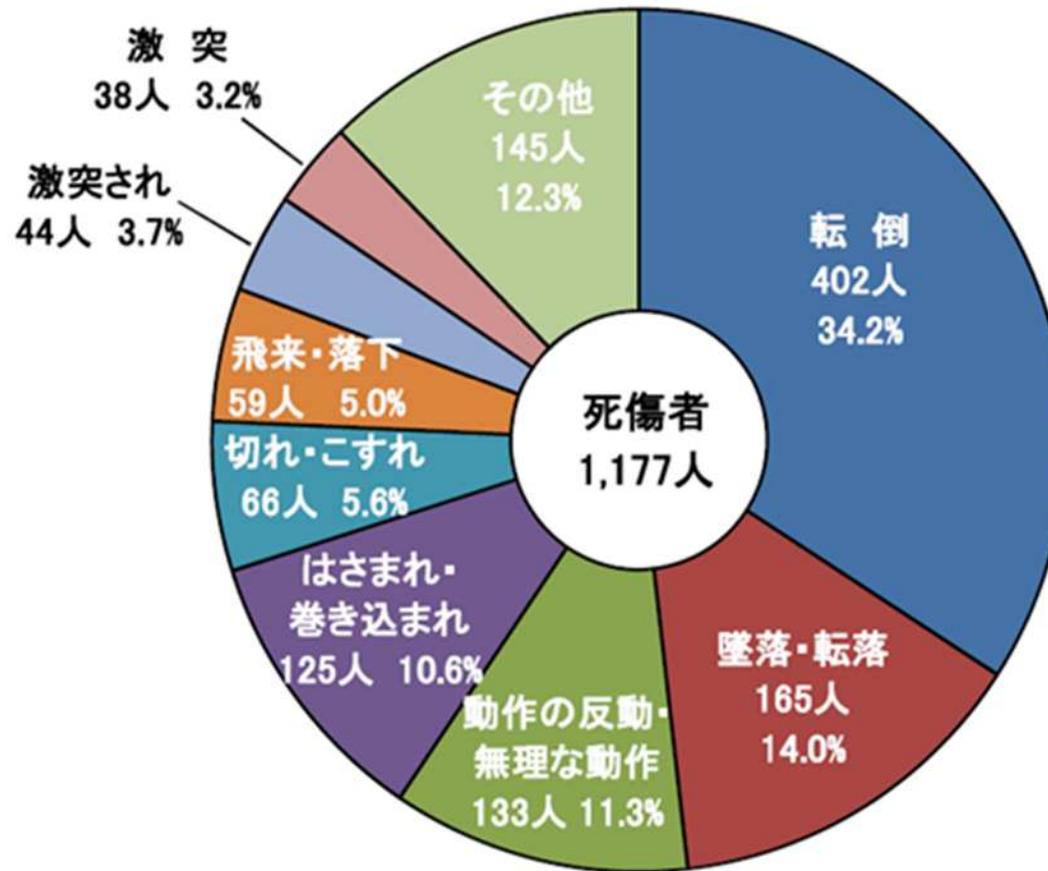
### 3 令和5年 業種別発生状況（死亡者数）



新型コロナウイルス除く

休業災害、死亡災害ともに**建設業が最多**

## 8 令和5年 事故の型別発生状況



新型コロナウイルス除く

# 秋田県における労働災害発生状況（令和5年）

業種別 災害別	令和4年 確定値		令和5年 確定値		前年増減	
	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上		
全産業	14	1155	14	1177	+22	+1.9%
建設業	8	225	5	221	-4	-1.7%
土木工事業	3	78	3	70	-8	-10.2%
建築工事業	3	109	2	122	+13	+11.9%
鉄骨鉄筋	0	12	1	16	+4	+25%
木造建築	3	76	0	70	-6	-7.8%
その他の建設	2	38	0	29	-9	-23.6%

新型コロナウイルス除く

# 秋田県における死亡災害発生状況（令和5年） 1

	署別	発生日	業種	年齢経験 (年以上 年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1	秋田	2月	その他の卸売業 (8-1-9)	20歳代 (1～5年)	はさまれ、巻き込まれ	乗用車、バス、バイク	バスの整備において、被災者はリフトアップしたバスに同僚と2名でタイヤの取付を行った。その後被災者は当日の業務を終了する予定であったが、取付後のタイヤとタイヤハウスとの間に頭部を挟まれた状態で発見された。
2	横手	3月	河川土木工事業 (3-1-7)	60歳代 (1年未満)	飛来、落下	掘削用機械	農業用水路工事において、ドラグ・ショベルを使用して、チェーンスリング1本で玉掛けした敷鉄板を吊り上げて移動し、別の鉄板上に降ろしたところ、チェーンスリングのフックが外れて鉄板が倒れ、鉄板の振れ止めを行っていた被災者がその下敷きとなった。
3	本荘	3月	畜産業 (7-1-1)	80歳代 (1～5年)	激突され	その他の環境等	牛舎の親牛と生後約1週間の子牛が同居する房において、被災者は顔面を負傷し、意識不明の状態で見送られた。被災者周辺の壁や親牛の角と頭部に血痕があり、牛に激突されたものと推定された。
4	大曲	3月	木材伐出業 (6-2-1)	30歳代 (10～20年)	激突され	立木等	樹高約20mのナラの木の伐木作業において、チェーンソーを用いて追い口を作っている時に、立木の幹が縦方向に裂けて折れ、被災者の背部に激突した。

# 秋田県における死亡災害発生状況（令和5年） 2

	署別	発生日	業種	年齢経験 (年以上 年未満)	事故の型	起因物	発生状況
5	能代	4月	道路建設工 事業(3-1- 6)	60歳代 (10~20年)	交通事故(道 路)	トラック	被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道と歩道間の防風柵に衝突した。
6	秋田	5月	その他の 建築工事業 (3-2-9)	30歳代 (1年未満)	飛来、落下	移動式 クレーン	設備の点検整備工事において、移動式クレーンで溶接機(約350kg)を吊り上げて旋回したところ、溶接機下部に付いていたオイル漏れ防止用の鉄板が外れて落下し、その下で作業していた被災者に激突した。
7	大館	7月	一般貨物自 動車運送業 (4-3-1)	50歳代 (6~10年)	墜落、転落	トラック	事業場構内で大型トラックの運転席から降りる途中、ステップから足を踏み外して頭部を打撲した。その約8時間後、荷の配送のためトラックを運転中、意識障害が出現し、トラックは蛇行して防護柵に接触し対向車に衝突した後、路外に転落した。
8	秋田	7月	警備業 (17-2- 1)	40歳代 (5~10年)	高温・低温の 物との接触	高温・低温 環境	国道の区画線等塗装工事現場で、被災者は塗装作業車の前方を歩きながら交通誘導を行っていた。作業終了直後、被災者はその場に座り込み、その後、意識を失って倒れたため、病院に救急搬送したが熱中症により死亡した。なお、災害発生時の気温は31.5度であった。

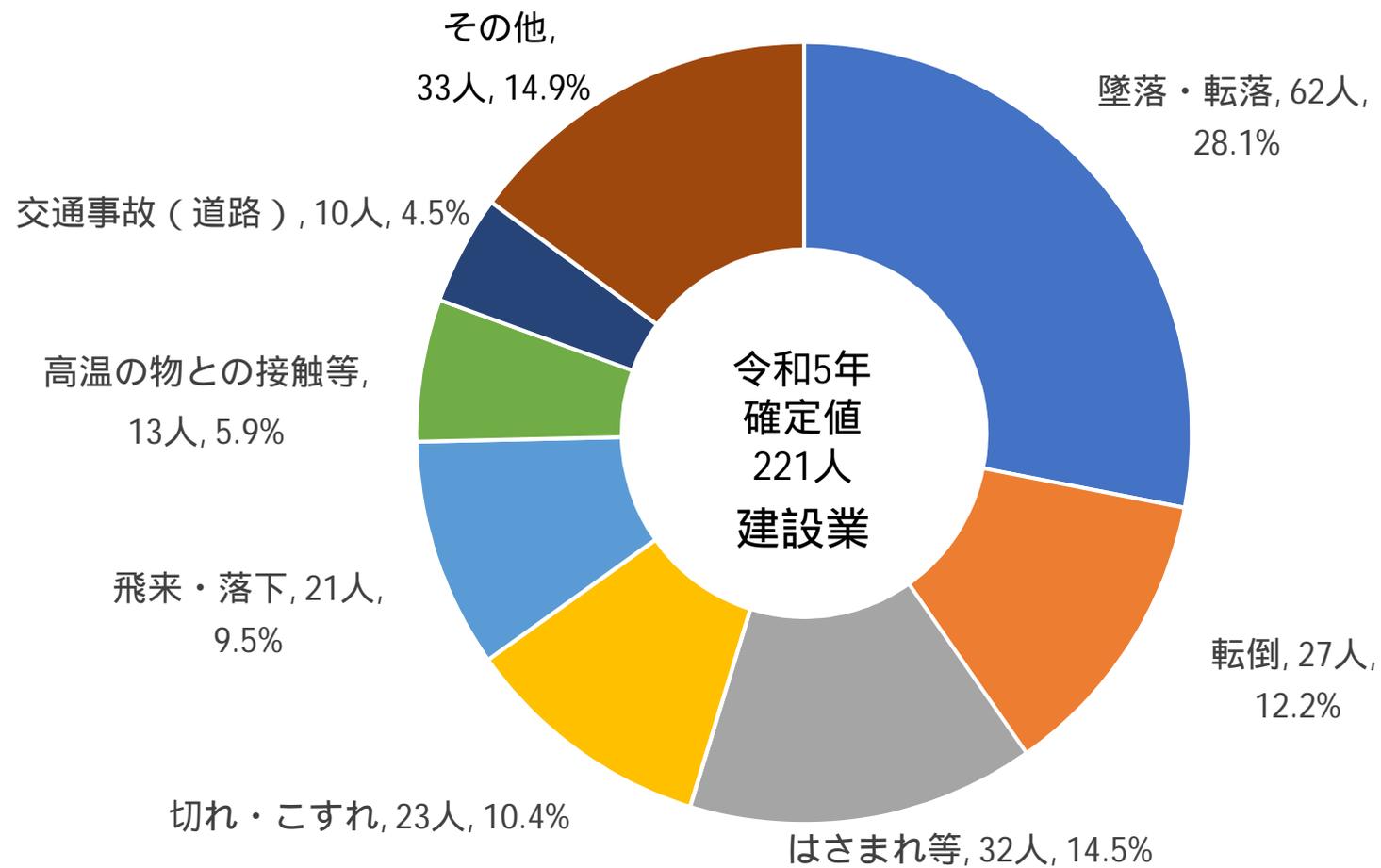
# 秋田県における死亡災害発生状況（令和5年） 3

	署別	発生日	業種	年齢経験 ( 年以上 年未満)	事故の型	起因物	発生状況
9	秋田	7月	その他の土木事業 (3-1-99)	70歳代 (10~20年)	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時の秋田市のWBGT値は30.7度（実況推測値）であった。
10	大館	8月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (3-2-1)	40歳代 (1年未満)	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
11	能代	8月	ゴルフ場 (14-3-1)	60歳代 (10~20年)	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に運搬する作業をしていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。
12	秋田	8月	社会福祉施設 (13-2-1)	40歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は事業場に戻るため社有車で県道を走行中、交差点内で、右折するため待機していた対向車のドアミラーに接触し、次いで対向車線の縁石に乗り上げてバス停の時刻標識柱等に衝突した。被災者は事故の衝撃で折れた肋骨が心臓に突き刺さり死亡した。

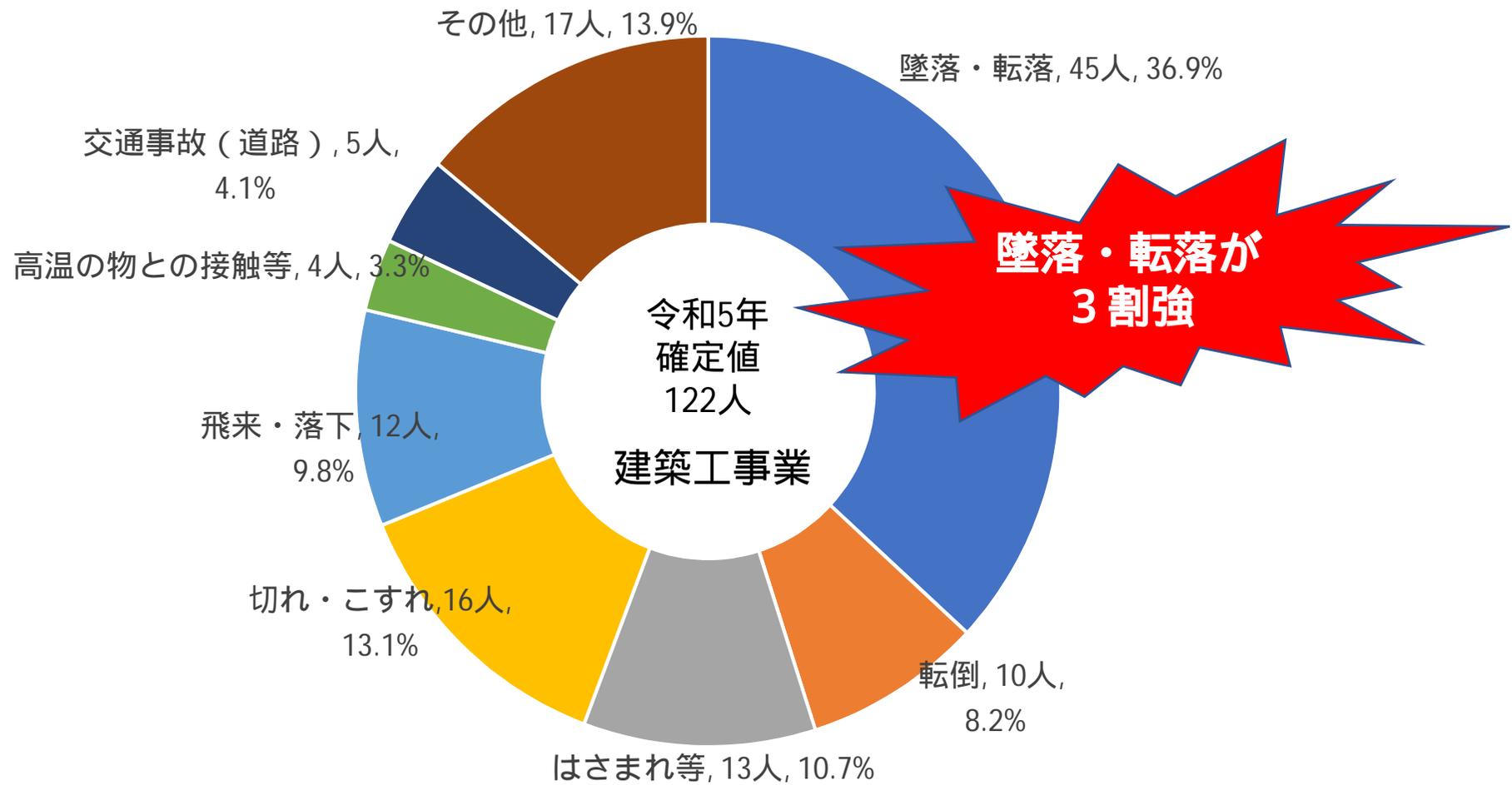
# 秋田県における死亡災害発生状況（令和5年） 4

	署別	発生日	業種	年齢経験 ( 年以上 年未満)	事故の型	起因物	発生状況
13	秋田	8月	一般貨物自動車運送業 (4-3-1)	60歳代 (30～40年)	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は、幅員8メートルの市道左側車線に駐車したトラックから降車し、反対車線側に市道を横断し荷物を配達した後、信号機や横断歩道のない市道上を横断しトラック運転席付近まで戻ったところ、トラック後方からその右側を通過しようとして走行してきた車両にはねられ、その下部に巻き込まれた。
14	大曲	11月	その他の清掃・と畜業 (15-1-9)	60歳代 (1年未満)	墜落、転落	建築物、構築物	被災者はごみ処理場内でごみ袋に入ったペットボトルをコンベヤに送り込む作業を行っていたが、ごみ袋の受入ホッパに落ちてコンベヤに搬送され、ごみ袋を破くための破袋機に巻き込まれて死亡した。

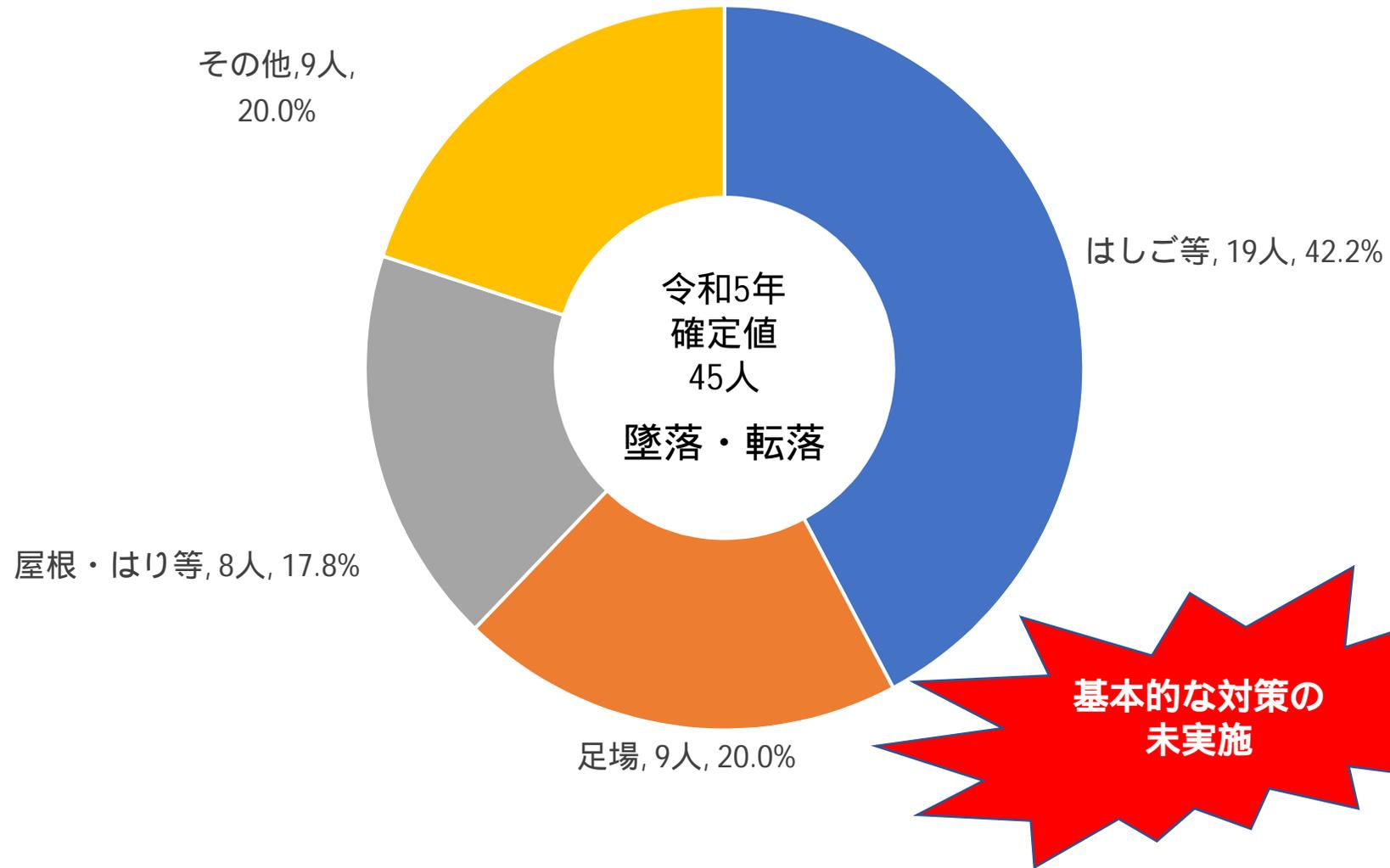
# 建設業における事故の型別労働災害発生状況（令和5年）



# 建築工事業における事故の型別労働災害発生状況（令和5年）



# 建築工事業における墜落・転落の起因物の状況（令和5年）



全業種の有効求人倍率：1.00倍

建設従事者（大工左官等）の有効求人倍率：4.00倍

R6.4 ハローワーク本荘管内

休業災害における平均休業見込日数：35日

R5 秋田県内



$$35日 \times 1,177件 = 41,195日$$

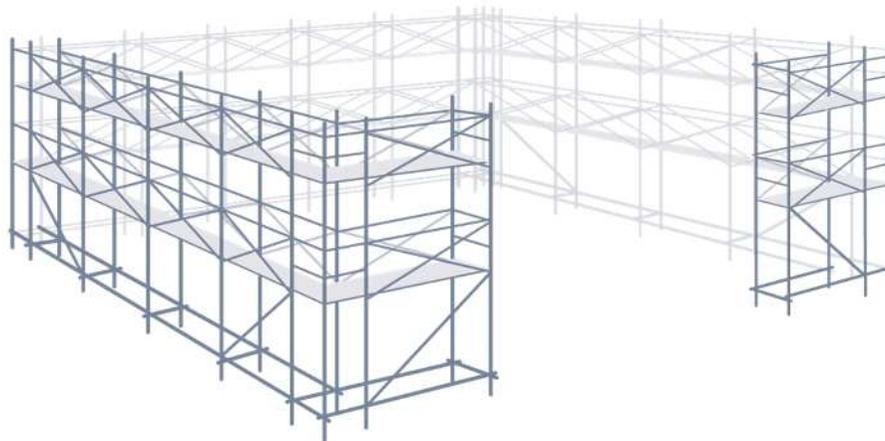


安定した事業運営のためにも  
労働災害の防止の取り組みを

# 足場にかかる労働安全衛生関係法令の改正等について

## 足場からの墜落防止措置が強化されます

改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

1

## 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

## 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

## 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

# 一側足場の使用範囲の明確化について（令和6年4月1日施行）

令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所<sup>\*</sup>において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

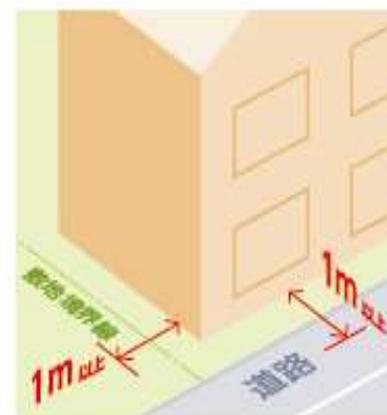
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

## ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

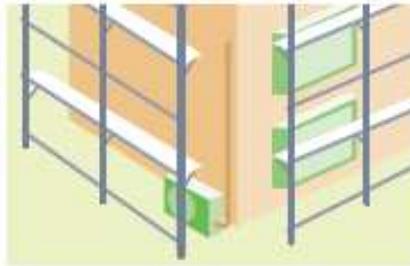
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

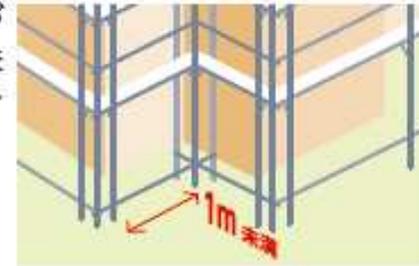


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

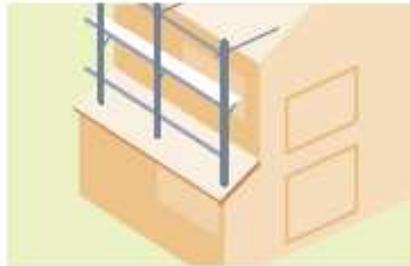
- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



- ☑ 建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること
- ☑ 建築物と足場の作業床との間隔を30センチメートル以内とすること
- ☑ 一側足場使用の際は手すり等（中さん等の設置も推奨）を設けること

# 足場の点検時の点検者の指名について (令和5年10月1日施行)

👉 事業者又は注文者が足場の点検を行う際は**点検者を指名すること**

## ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

## ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



足場屋さんが組み立てたから  
足場屋さんに点検の義務があるのでは？



悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検

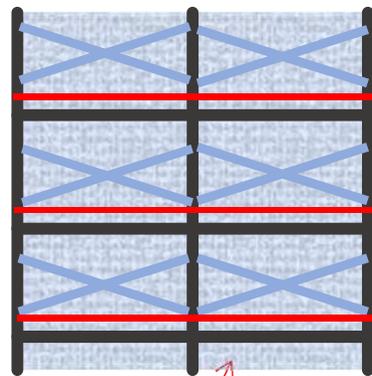
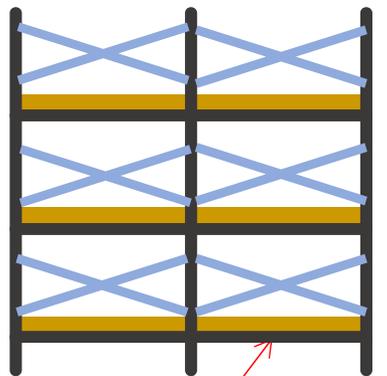
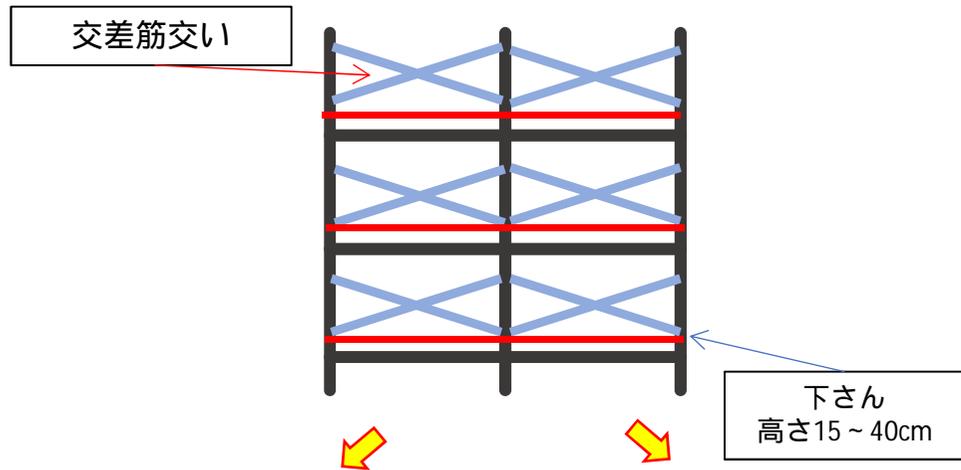
足場において作業を行う日の作業を開始する前の点検

	注文者	事業者
	義務	義務
		義務



足場を労働者に使わせる場合は  
事業者として確実に点検を行うこと

# 枠組み足場の墜落等防止措置



## 墜落防止措置

- ☑ 交さ筋交い
- ☑ 下さん等 (高さ15~40cm)

## 飛来落下防止措置

- ☑ 幅木 (高さ10cm~)
- or
- ☑ メッシュシート等

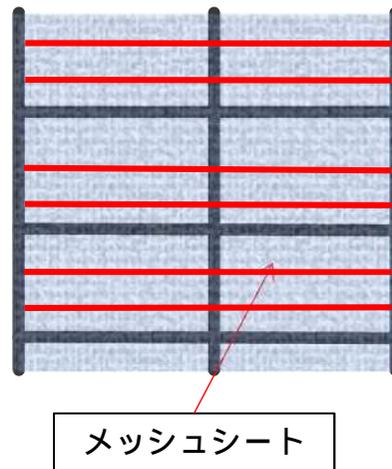
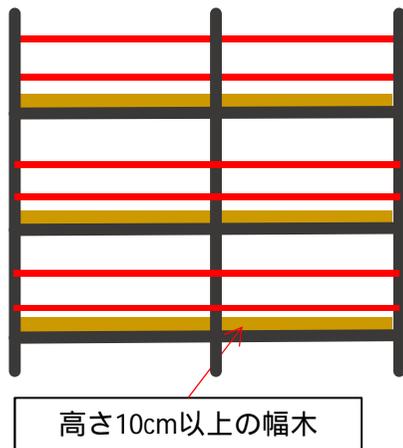
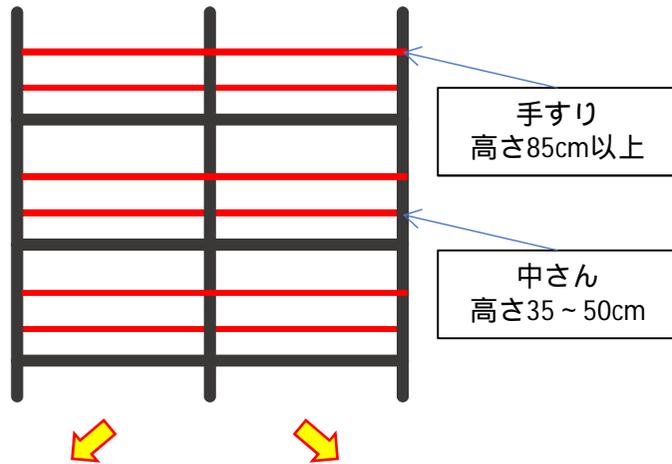
# 桝組み足場以外の墜落等防止措置 (桝組み足場の妻側含む)

## 墜落防止措置

- ☑ 手すり等 (高さ85cm~)
- ☑ 中さん等 (高さ35~50cm)

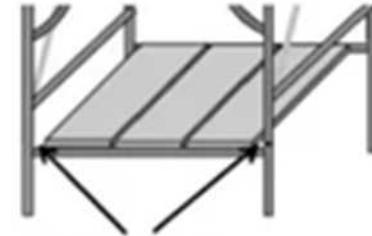
## 飛来落下防止措置

- ☑ 幅木 (高さ10cm~)
- or
- ☑ メッシュシート等



☑ 床材と建地隙間は12cm未満となっているか

☑ 床の幅は40cm以上あるか



床材と建地との  
隙間12cm未満

☑ 最大積載荷重を定めて表示しているか

外側も躯体側も同様に措置しましょう



## 秋田労働局第14次労働災害防止計画のポイント

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は減少してきているものの、2022年(令和4年)は増加し、休業4日以上死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、高年齢労働者、中小事業場の災害が多いなど中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。さらに、職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化してきている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

### 目次

・計画の目標と期間	1
・重点事項 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	2
・重点事項 高年齢労働者等の労働災害防止対策の推進	3
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(陸上貨物運送業)	4
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)	5
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(製造業)	6
・重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(林業)	7
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進(メンタルヘルス対策・産業保健活動の推進)	8
・重点事項 労働者の健康確保対策の推進(過重労働対策)	9
・重点事項 化学物質による健康障害防止対策の推進	10

## 秋田労働局第14次労働災害防止計画の目標と期間

### 計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す

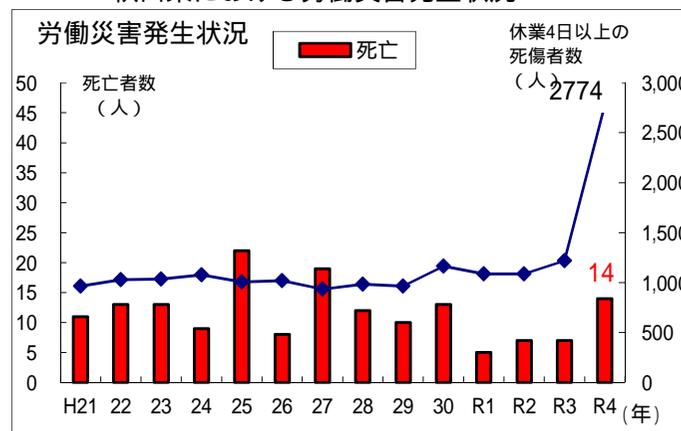
### 計画期間

2023年4月1日～2028年3月31日

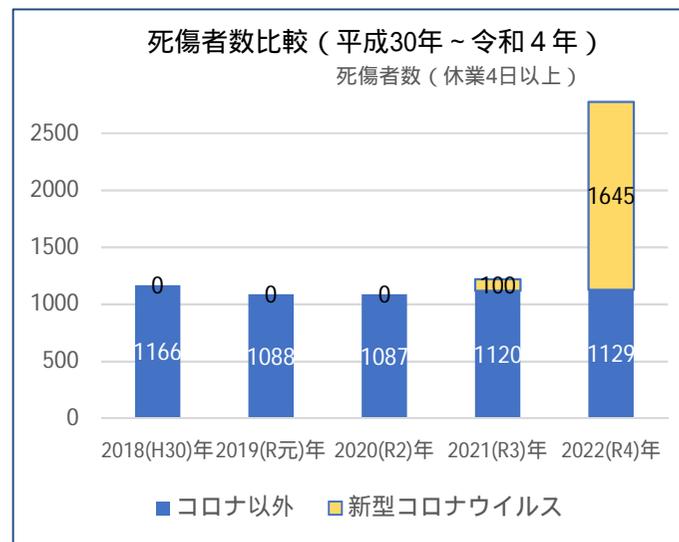
### アウトカム指標の達成による労働災害減少目標

死亡災害 : 2022年と比較して、2027年までに5%以上減少  
 死傷災害 : 2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少

秋田県における労働災害発生状況



死傷者数比較(平成30年～令和4年)



## 重点事項 業種別の労働災害防止対策の推進(建設業)

### 現状と施策の方向性

- ◆ 建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」(令和4年10月28日公表)を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ◆ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ◆ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年12月16日法律第111号)に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ◆ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

### アウトプット指標

- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

### アウトカム指標

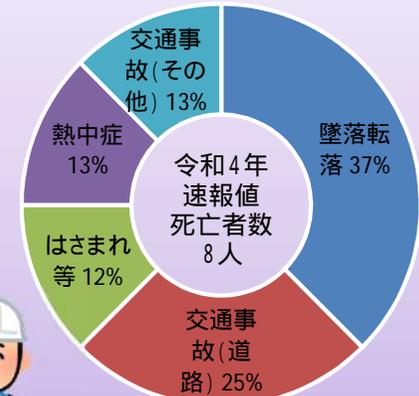
- 建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

### 具体的取組事項

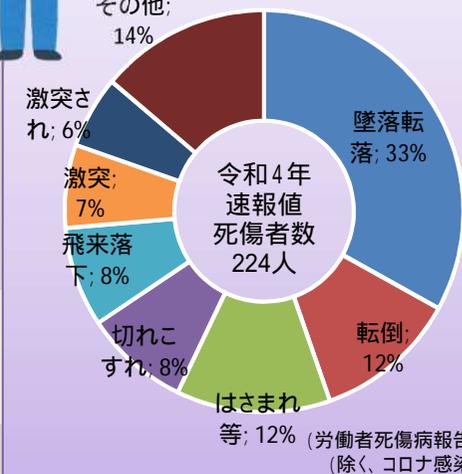
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

### 建設業労働災害発生状況

#### 建設業 死亡災害 事故の型別



#### 建設業 休業災害 事故の型別



# 墜落・転落災害を撲滅するため リスクアセスメントを実施しましょう

令和5年度からスタートした秋田労働局「第14次労働災害防止計画」では、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の割合を2027年までに85%以上とすることにより、建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させることを目標の一つとしています。

## リスクの見積りの方法(マトリックス法の例)

### ① 負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度(被災の程度)	被災の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ・休業災害(1ヵ月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	・休業災害(1ヵ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	・不体災害やかすり傷程度のもの

### ② 負傷又は疾病の発生の可能性の区分

危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

発生の可能性	内容の目安
可能性が高いか比較的高い ×	・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある △	・故障、修理、調整等の非定期的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない ○	・危険性又は有害性の付近に立ち入り、接近することが減少しないもの ・通常の状態では災害にならないもの

### ③ リスクの見積り

重篤度と発生の可能性の組合せ(リスク)を見積る。(マトリックス法)

リスクの見積表

発生の可能性	重篤度	負傷又は疾病の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
可能性が高いか比較的高い ×	可能性が高いか比較的高い ×	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
可能性がある △	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
可能性がほとんどない ○	可能性がほとんどない ○	Ⅳ	Ⅰ	Ⅰ

## 優先順位の決定

### リスク

直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。

措置を講ずるまでは作業停止する必要がある。十分な経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。

### リスク

速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。

措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。優先的に経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。

### リスク

必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

必要に応じてリスク低減措置を実施する。



## リスクアセスメントシート 記入例

リスクアセスメント対象職場			1～3の実施担当者の実施日		4～6の実施担当者の実施日		7～8の実施担当者の実施日		代表者	部長	課長	担当
1.作業名 (機械/設備)	2.危険性又は有害性と発生のおそれのある災害(※)	3.既存の災害防止対策	4.リスクの見積り 重篤度 発生可能性	5.リスク低減対策案	6.措置後のリスクの見積り 重篤度 発生可能性	7.対応措置 対策実施日 次年度検討事項	8.備考					
足場作業	足場を用いて外壁の補修工事を行っていたところ、手すりの一部が取り外されていたことに気づかず、地面に墜落する。	作業開始前に足場の設置状況を点検する	×	△	Ⅲ	×	○	Ⅱ	R5. */*			
はしご作業	はしごを用いて換気扇の取り付け工事を行っていたところ、足元が不安定な状態であったため、はしごが転位して転落する。	すべり止め装置が取り付けられたはしごの使用	×	△	Ⅲ	△	○	Ⅰ	R5. */*			

# リスクアセスメントの実施

## 労働安全衛生法第28条の2（事業者の行うべき調査等）

事業者は、（中略）建設物（中略）による（中略）**危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。**

リスクアセスメントは**事業者の努力義務**



## リスクアセスメントの効果として・・・

- ☞ 災害の要因の明確化
- ☞ 監督者と現場作業者との危険の共有
- ☞ 「守るべき決め事」の理由の明確化
- ☞ 参加者の安全意識の向上
- ☞ 対策の優先付けによる費用対効果の向上

「全ての安全対策」を施すのではなく

**「メリハリ」をつけた対策の実施が可能**

リスクアセスメントって複雑で難しそう・・・



危険性又は有害性の特定

リスクの見積り・評価

リスク低減措置の検討（ を再度実施）

リスク低減対策の実施

## 危険性又は有害性の特定

- ☞ 換気扇の取り付け時に、  
はしご（高さ 2 m）から  
地面に墜落



# リスクの見積り・評価

## ① 負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度(被災の程度)	被災の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ・休業災害(1ヵ月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	・休業災害(1ヵ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	・不休業災害やかすり傷程度のもの

## ② 負傷又は疾病の発生の可能性の区分

危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

発生の可能性	内容の目安
可能性が高いか比較的高い ×	・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある △	・故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない ○	・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが減少しないもの ・通常の状態では災害にならないもの

## ③ リスクの見積り

重篤度と発生の可能性の組合せ(リスク)を見積もる。(マトリックス法)

リスクの見積り表

		重篤度	負傷又は疾病の重篤度		
			致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
負傷又は疾病の発生の可能性の度合い	可能性が高いか比較的高い ×	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	
	可能性がある △	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	
	可能性がほとんどない ○	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	

### リスク

直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。

措置を講ずるまでは作業停止する必要がある。十分な経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。

### リスク

速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。

措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。優先的に経営資源(費用と労力)を投入する必要がある。

### リスク

必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

必要に応じてリスク低減措置を実施する。

## リスク低減措置の検討

☞ 「はしご」を「可搬式作業台」に変更



# リスクの見積り・評価（リスク低減措置の検討後）

## ① 負傷又は疾病の重篤度の区分

重篤度（被災の程度）	被災の程度・内容の目安
致命的・重大 ×	・死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ・休業災害（1ヵ月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの
中程度 △	・休業災害（1ヵ月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの
軽度 ○	・不休災害やかすり傷程度のもの

## ② 負傷又は疾病の発生の可能性の区分

危険性又は有害性への接近の頻度や時間、回避の可能性等を考慮して区分します。

発生の可能性	内容の目安
可能性が高いか比較的高い ×	・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある △	・故障、修理、調整等の非定期的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない ○	・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの ・通常の状態では災害にならないもの

## ③ リスクの見積り

重篤度と発生の可能性の組合せ（リスク）を見積もる。（マトリックス法）

リスクの見積り表

		重篤度	負傷又は疾病の重篤度		
			致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
負傷又は疾病の発生の可能性の度合い	可能性が高いか比較的高い ×	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	
	可能性がある △	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	
	可能性がほとんどない ○	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	

### リスク

直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。

措置を講ずるまでは作業停止する必要がある。十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。

### リスク

速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。

措置を講ずるまで作業を行わないことが望ましい。優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。

### リスク

必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。

必要に応じてリスク低減措置を実施する。

## リスク低減対策の実施

☞ その他の作業とリスクレベルを比較し、優先度により実施

リスク は即実施

☞ リスク低減措置内容は以下の優先順位で検討

危険な作業のそのものの廃止・変更

工学的対策 （設備面）

管理的対策（作業マニュアルの整備）

個人用保護具の使用

- 👉 法令で定められた事項がある場合は事前に必ず実施  
高さ 2 m以上の箇所における手すり等
- 👉 リスクアセスメント結果は記録を残す
- 👉 作業内容を詳しく把握している労働者を参加
- 👉 決定したリスク低減措置が適切に実施されているか確認



リスクアセスメントが形骸化しないよう  
作業計画やパトロールに利用すること

# 熱中症対策について

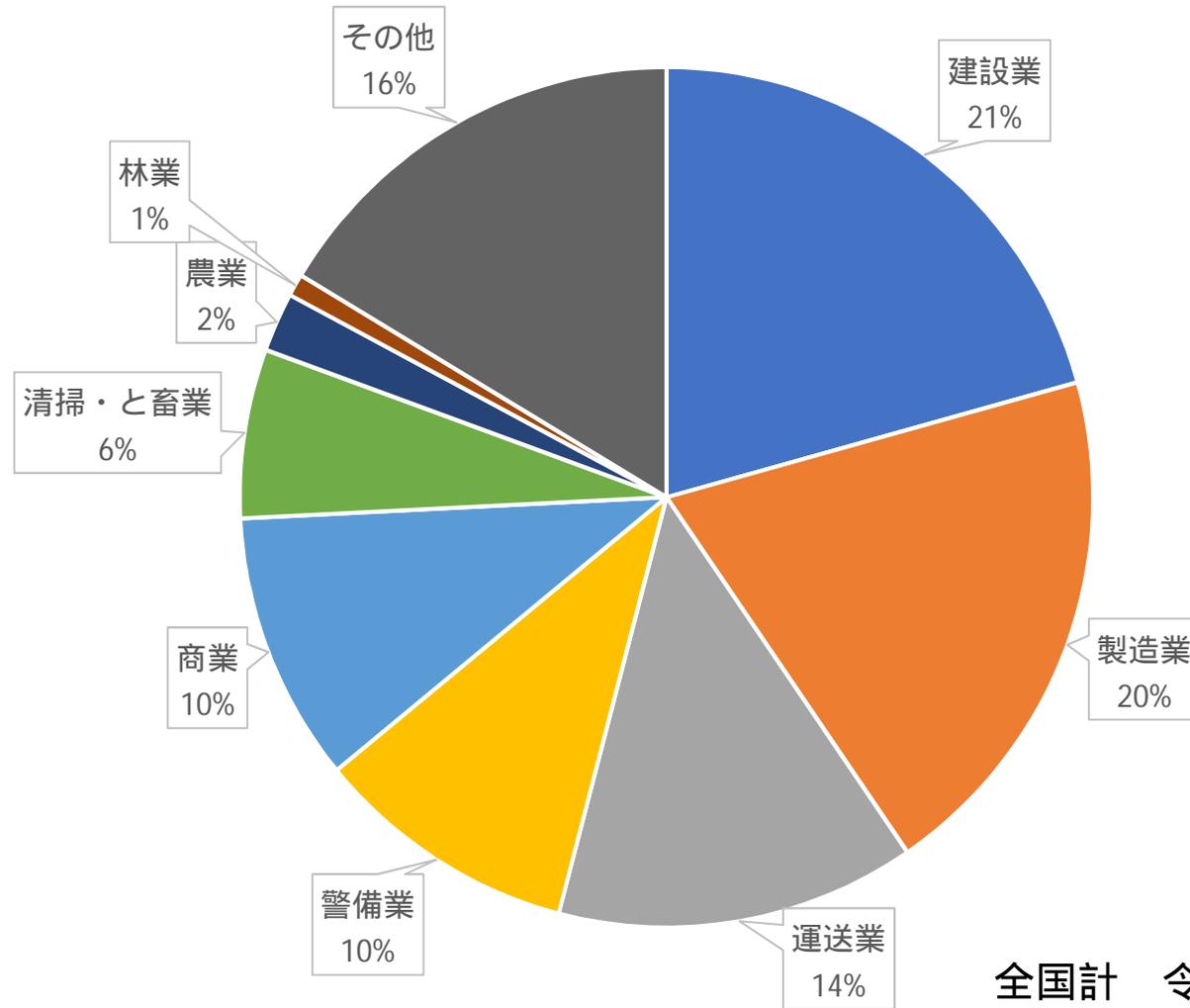
## 職場における熱中症による死傷者数の推移（全国）



令和5年は全国で**31名**、秋田県で**4名**が死亡（全国で**2番目**）

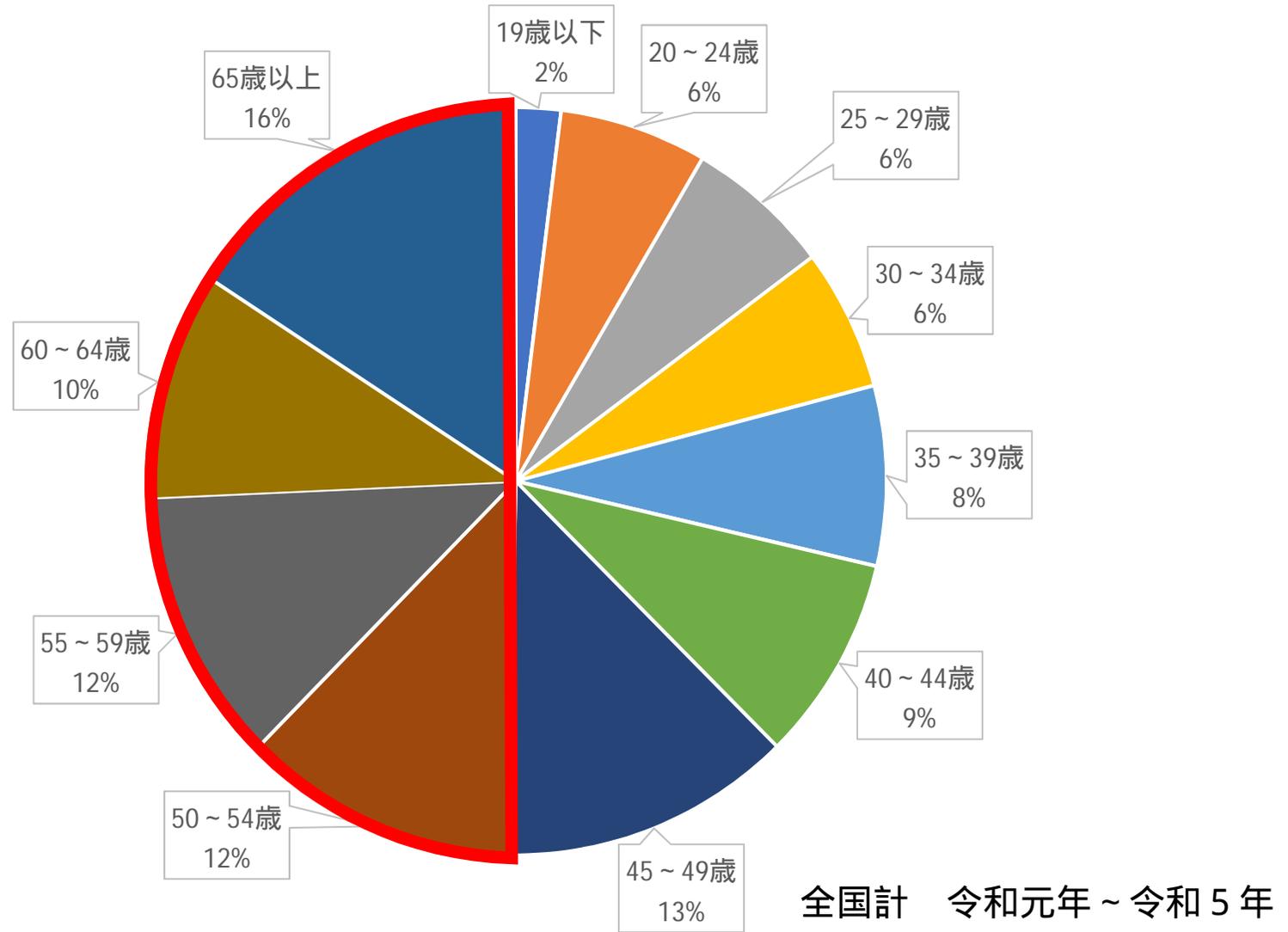
署別	発生月	業種名	年齢 （年以上 年未満）	事故の型	起因物	発生状況
秋田	7月	警備業 (17-2-1)	40歳代 (5～10年)	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	国道の区画線等塗装工事現場で、被災者は塗装作業車の前方を歩きながら交通誘導を行っていた。作業終了直後、被災者はその場に座り込み、その後、意識を失って倒れたため、病院に救急搬送したが熱中症により死亡した。なお、災害発生時の気温は31.5度であった。
秋田	7月	その他の土 木工事業 (3-1-99)	70歳代 (10～20年)	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	農地の基盤整備工事現場で、被災者はドラグ・ショベルで掘削した箇所の高さを確認する作業を行っていたところ、体調が悪くなりその場に横たわった。その後、病院に搬送され入院していたが、3日後に熱中症により死亡した。なお、災害発生時の秋田市のWBGT値は30.7度（実況推測値）であった。
大館	8月	鉄骨・鉄筋 コンクリ ート造家屋建 築工事業 (3-2-1)	40歳代 (1年未満)	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
能代	8月	ゴルフ場 (14-3-1)	60歳代 (10～20年)	高温・低温 の物との接 触	高温・低温 環境	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に運搬する作業をしていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。

# 熱中症による業種別死傷者割合



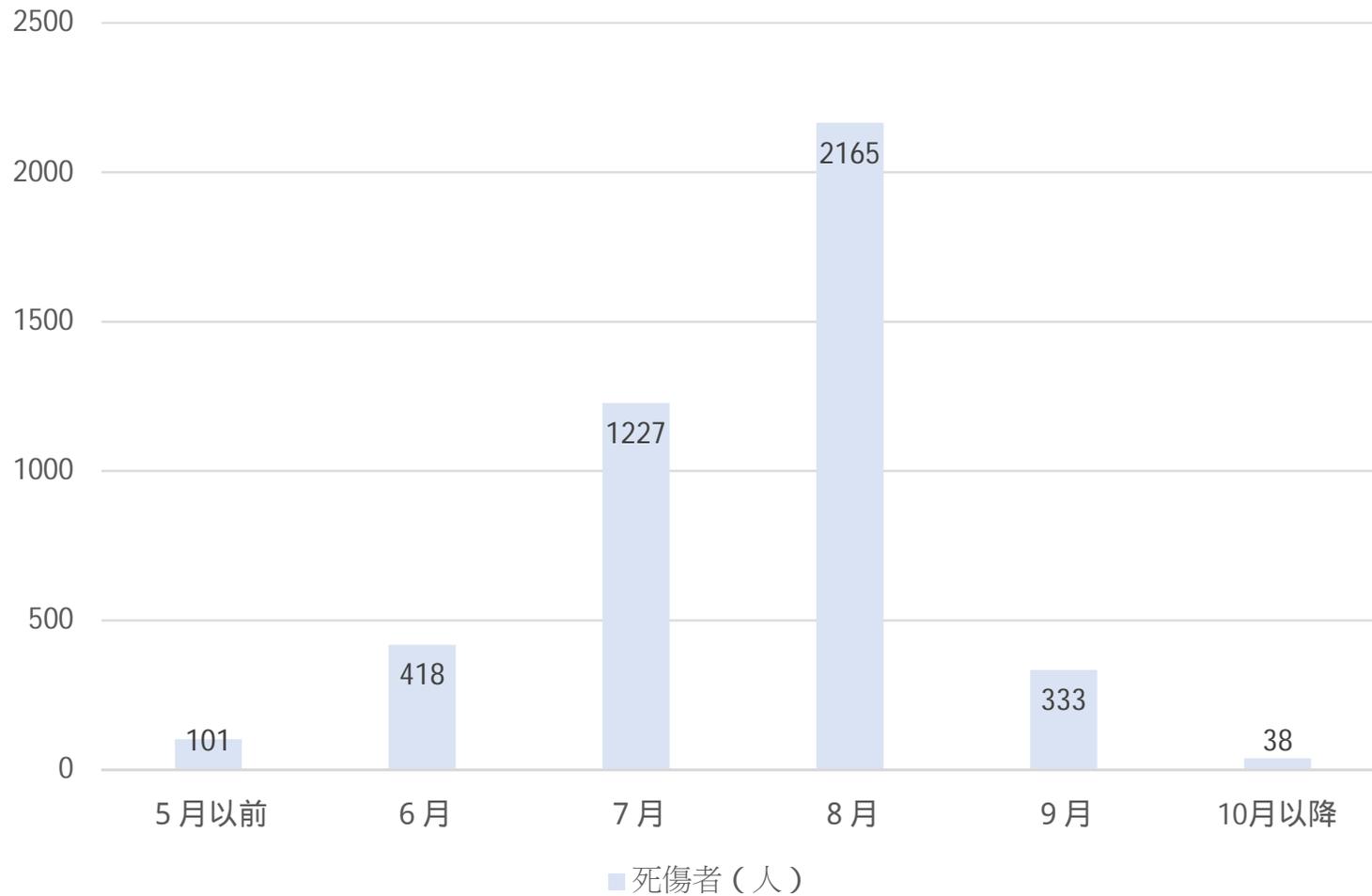
建設業、製造業を中心に**多業種**で発生

# 熱中症による年齢別死傷者割合



**約5割が50歳以上の労働者**

## 熱中症による月別死傷者数



全国計 令和元年～令和5年

**約8割が7月又は8月に発生**

## 熱中症による時間帯別死傷者数



■ 死傷者 (人)

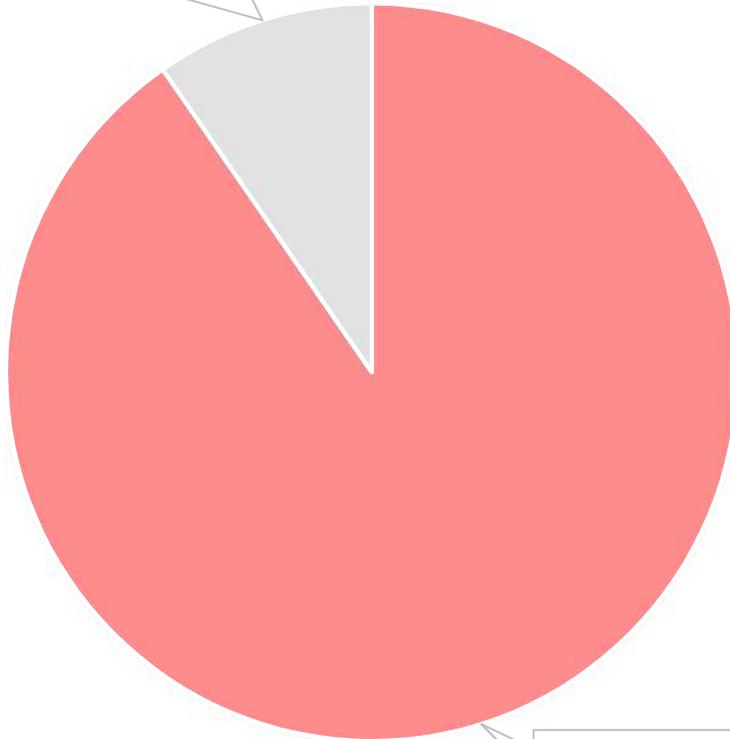
全国計 令和元年～令和5年

**11時台、14時台、15時台に多く発生**  
**帰宅後に体調が悪化するケースも**

作業員に熱中症の疑いがあった場合  
どう行動しますか？



有, 3件, 10%



全国計 令和5年死亡者31名

無, 28件, 90%

発症時・緊急時の措置の  
確認・周知



死亡災害の**約9割**で  
未実施

- ☑ **異変が生じたら速やかに作業中止、救急搬送**  
本人が「大丈夫」と言っても周りで判断する
- ☑ **正しい応急手当の速やかな実施**  
事前に応急手当の実施方法を定めておく
- ☑ **一人きりにしない**



**熱中症の発生を想定した事前計画の策定・周知**

➔ 「水かけ」で急速冷却（アスリートの世界では一般的）



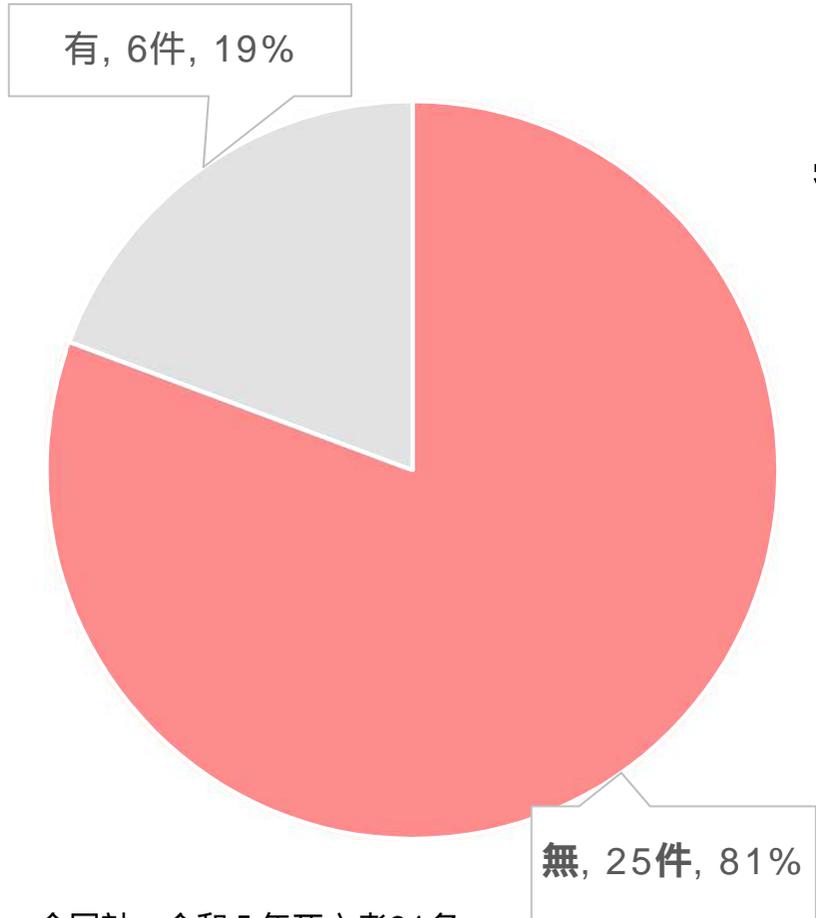
© JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）

【スポーツ活動中の熱中症予防】ch.5 身体冷却法 -応急処置編-  
「水道水散布法」2:46～参照

<https://www.youtube.com/watch?v=g2FZVArb48&t=6s>



現場で暑さ指数（WBGT）は把握、周知していますか？



## 暑さ指数（WBGT）の把握



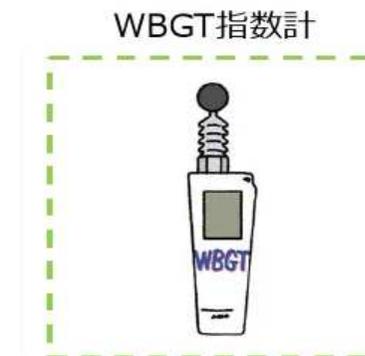
死亡災害の **8割以上** で  
未把握

WBGTの実測 or [環境省熱中症予防情報サイト](https://www.wbgt.env.go.jp)  
(<https://www.wbgt.env.go.jp>) の確認

作業着を考慮してWBGT値を補正

基準値を確認して対策

労働者への周知



(例) WBGT値 2.6 + 作業服とつなぎ服 (3) = 2.9

継続的な釘打ち作業 = WBGT基準値 2.6 (暑熱順化者の場合)

2.9 > 2.6

**熱中症のリスクがあり、対策を徹底すること**

# 熱中症予防情報サイト

ホーム 全国の暑さ指数 熱中症特別警戒情報 暑さ指数について 熱中症対策 普及啓発資料 関係府省庁の取組 民間事業者との取組

[お知らせ一覧](#) [メンテナンス情報](#) [お問い合わせ \(平日9:00~17:00\)](#)

**熱中症警戒アラート** を発表しました [\[地図を表示\]](#)

## お知らせ

※令和6年度の暑さ指数(WBGT)及び熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの情報提供を、4月24日(水)から開始しました。「熱中症警戒アラート等のメール配信サービス」、「暑さ指数のメール配信サービス」、「暑さ指数予測値等電子情報提供サービス」についても、サービスを開始しております。また、LINE公式アカウント「環境省」による情報提供についてもご利用いただけます。

## 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)・熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート) 発表状況

6月21日(金)5時発表



環境省熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp>)

組合せ	コメント	暑さ指数に加えるべき 着衣補正值 (°C-暑さ指数)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製 つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不 透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

区分	例	暑さ指数	
		熱に慣化している人	熱に慣化していない人
0 安静	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安静</li> <li>• 楽な座位</li> </ul>	33℃	32℃
1 低代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記)</li> <li>• 手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け)</li> <li>• 腕及び脚の作業(通常の状態で乗る物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作)</li> <li>• 立位でドリル作業(小さい部品) • フライス盤(小さい部分) • コイル巻き</li> <li>• 小さい電機子巻き • 小さい力で駆動する機械</li> <li>• 2.5 km/h以下での平たん(坦)な場所での歩き</li> </ul>	30℃	29℃
2 中程度代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]</li> <li>• 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両)</li> <li>• 腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫)</li> <li>• 軽量の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする</li> <li>• 2.5 km/h~5.5 km/hでの平たんな場所での歩き • 鍛造</li> </ul>	28℃	26℃
3 高代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 強度の腕及び胴体の作業 • 重量物の運搬 • ショベル作業 • ハンマー作業</li> <li>• のこぎり作業 • 硬い木へのかんな掛け又はのみ作業 • 草刈り • 掘る</li> <li>• 5.5 km/h~7 km/hでの平たんな場所での歩き</li> <li>• 重量物の荷車及び手押し車を押ししたり引いたりする • 鋳物を削る</li> <li>• コンクリートブロックを積む</li> </ul>	26℃	23℃
4 極高代謝率	 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 最大速度の速さでのとても激しい活動 • おの(斧)を振るう</li> <li>• 激しくシャベルを使ったり掘ったりする • 階段を昇る • 平たんな場所では走る</li> <li>• 7km/h以上で平たんな場所を歩く</li> </ul>	25℃	20℃

ちなみに・・・

令和5年死亡災害のWBGT：平均 **29.6℃** 最小 **26.1**

由利本荘市本荘の令和5年7月から9月までのWBGT（1日の最高値）

7月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	25.4	24.6	24.9	25.5	27.4	28.5	28.8	26.6	26.9	27.1	27	25.1	27.5	26.7	24.9	
8月	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	28.8	28.1	25.6	26.7	27.7	28.7	29.3	30.8	30.7	32.2	31.1	31.2	31.8	31	31.9	30.9
9月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	30.4	31	31.5	32	32.4	33.1	33	31.4	32.6	29.9	32.4	25.9	31.8	31.8	30.5	
9月	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	30	32.2	32.3	32.8	32.3	32.9	33.4	33.4	33.3	32.6	33.6	30.8	30.6	31.2	32.9	32.1
9月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	
	29.7	26.2	30.2	30.1	30.4	26.8	26.2	25.5	30.5	30.1	31.6	30.7	28.5	30.2	27.2	
9月	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	27	29.7	29.9	29.5	25.3	22.9	23.3	23.1	20.7	20.8	22.2	26	24.9	23.7	20.1	

環境省熱中症予防サイト（[https://www.wbgt.env.go.jp/record\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php)）を参考に作成

**いつ死亡災害が発生してもおかしくない環境**

暑熱順化を意識していますか？



暑熱順化による体の変化

暑熱順化できていない時



- ・皮膚の血流量が増えにくく、熱放散しにくい
- ・汗に含まれる塩分が多く、ナトリウムを失いやすい
- ・体温が上昇しやすい など

熱中症になりやすい状態

暑熱順化できている時



- ・皮膚の血流量が増えやすく、熱放散しやすい
- ・汗に含まれる塩分が少なく、ナトリウムを失いにくい
- ・体温が上昇しにくい など

熱中症になりにくい状態

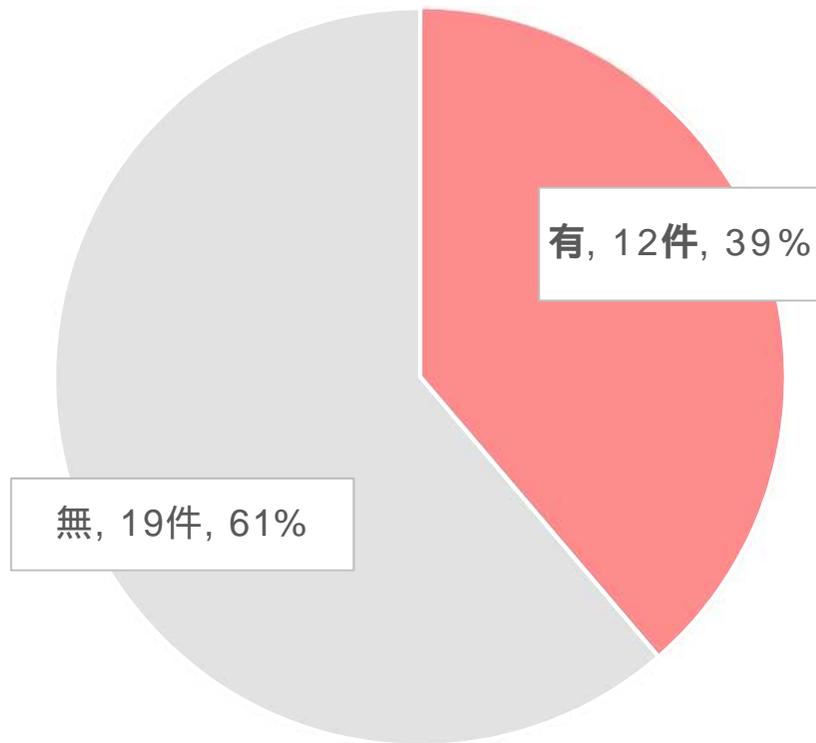


数日職場を離れることで暑熱順化の消失



入職後間もない方、休暇明けの方は特に注意

健康状態を把握していますか？



熱中症発症に影響のある  
疾病、所見等の有無



死亡災害の約4割で有

全国計 令和5年死亡者31名

☑ **健康診断の実施、結果の確認**

糖尿病、高血圧、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、  
広範囲の皮膚疾患等

☑ **当日の健康状態の確認**

朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良

☑ **年齢の確認**

高年齢労働者は熱中症になりやすい



**暑熱順化も考慮し、場合によっては作業の配置換え**

体調不良にもかかわらず無理して（させて）いませんか？



## 熱中症による時間帯別死傷者数



全国計 令和元年～令和5年

**出勤直後、休憩直前、退勤後に発症することも**

~~もう少しで休憩時間だから・・・  
体調悪いけど休みづらいから・・・~~

(参考) 休憩時間の目安：特段の熱中症予防対策を講じていない場合

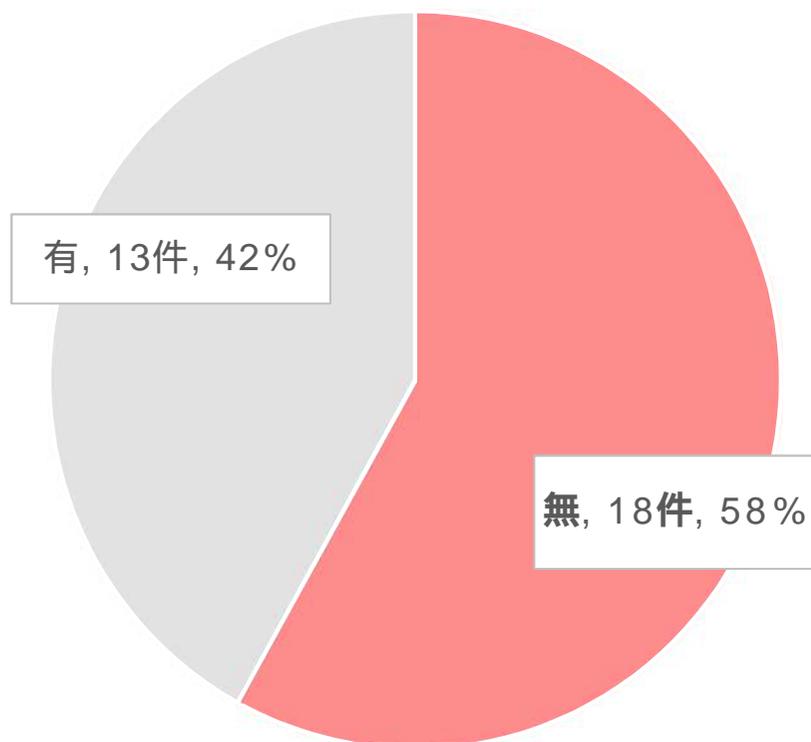
WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安(1時間当たり)
1℃程度超過	15分 以上
2℃程度超過	30分 以上
3℃程度超過	45分 以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値を元に算出



- ☑ **体調に不安がある場合は出勤しない、させない**
- ☑ **決められた時間だけでなく、臨機応変に休憩する**
- ☑ **帰宅後に体調悪化の恐れがあることを理解する**

熱中症について教育していますか？



## 熱中症にかかる労働衛生教育



死亡災害の**約 6 割**で未実施

全国計 令和5年死亡者31名

☑**熱中症の症状、発症の仕組み**

☑**熱中症の予防方法**

☑**緊急時の応急処置方法**

☑**熱中症の災害事例**



**雇い入れ時、新規入場時、日々の朝礼時に繰り返し教育**

# 学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け  
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



CLICK

## 職場における熱中症予防対策の周知事業

### 新着情報

- 2024.4.24 [自分でできる熱中症予防](#)をアップしました。
- 2024.2.27 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱](#)をアップしました。
- 2024.2.27 [令和6年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」](#)を実施します。
- 2024.2.27 [令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」\(速報\)](#)をアップしました。
- 2023.5.29 [令和5年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱\(改訂版\)](#)を公表します。
- 2023.5.18 [最新の知見を元に作成された「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」](#)をアップしました。



### 動画で学ぶ

職場における熱中症の予防  
対策について専門講師が公

( <https://neccyusho.mhlw.go.jp/> )

# 働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド



☞ 発症時の措置の確認・周知はできていますか？

☞ 暑さ指数（WBGT）を把握・周知した上で作業させていますか？

☞ 暑熱順化していない労働者に配慮していますか？

☞ 健康状態は把握していますか？

☞ 無理して作業させていませんか？

☞ 熱中症にかかる教育は十分行っていますか？



**熱中症は予防できます！**

# 石綿暴露防止対策予防規則について

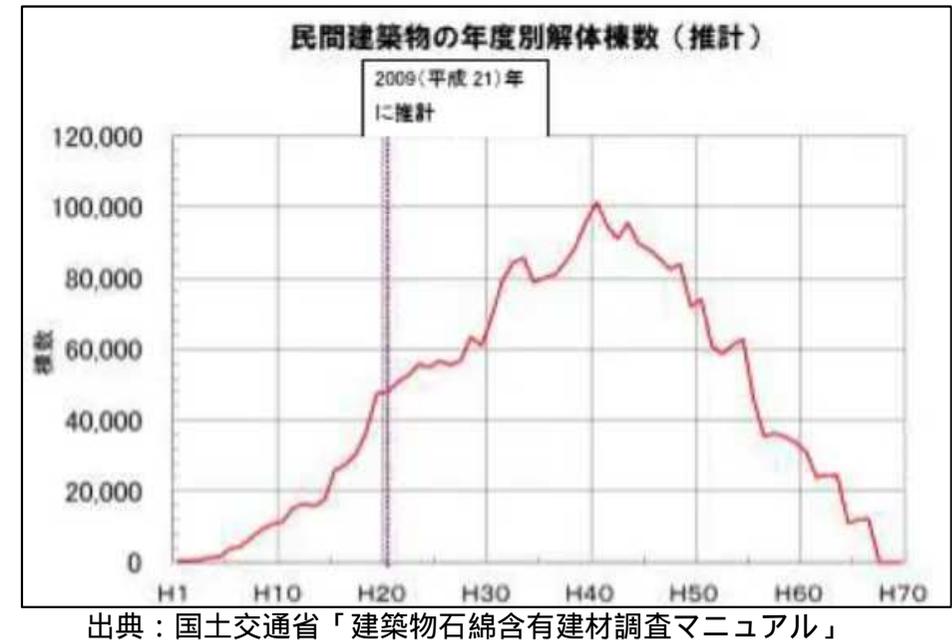
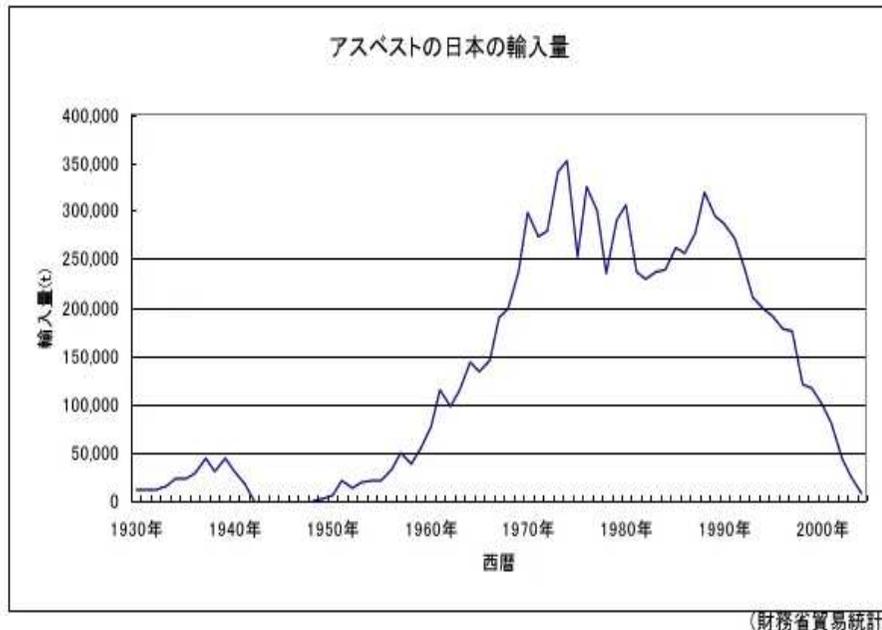
	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	7月	10月	4月	4月	4月	4月	10月	
事前調査方法の明確化		周知	令和3年4月施行					
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年4月施行					
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）					令和5年10月施行	
事前調査及び分析調査結果の記録等		周知	令和3年4月施行					
計画届の対象拡大		周知	令和3年4月施行					
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発			令和4年4月施行			
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年4月施行					
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年10月施行					
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年4月施行					
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年10月施行					
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年4月施行					
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年4月施行					
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年4月施行					

改正石綿則・安衛則の公布

## なぜ今さら石綿にかかる法令改正？



- 👉 1970年から90年までの間に年間約30万トンの石綿が輸入され  
9割以上は建材に使用
- 👉 当時の建築物の解体は2020年から40年頃がピーク



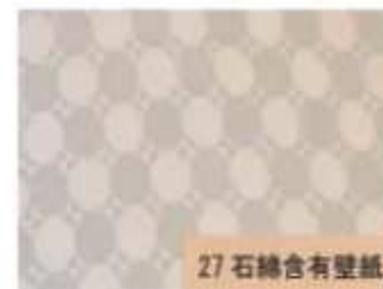
アスベスト含有建材の使用部位例



戸建て住宅



国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より引用



「解体作業」、「リフォーム作業」 「**石綿作業**」

# 石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

解体、リフォームの前にもれなく  
事前調査は行っていますか？

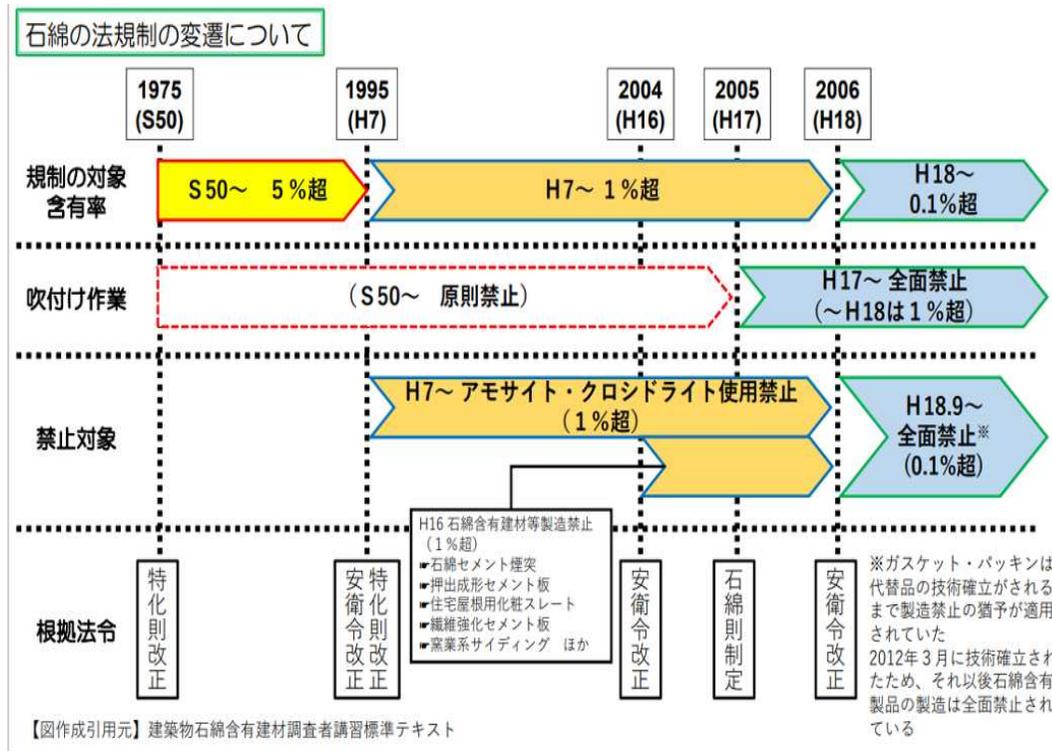


- **工事対象となる全ての部材について事前調査が必要**
- **事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要**
- **事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務**

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆ **「目視」とは、単に目で見えて判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう**
- ◆ **目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査**
- ◆ **石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない**
  - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法

👉 設計図書作成当時、建材製造当時は石綿使用がないとされていても、  
**現行法上は規制対象となる場合がある**



現行法上は石綿の可能性あり！



アスベストマーク（全てにつけられていたわけではない）

出典：「石綿含有建材の見分け方」埼玉県環境科学国際センター

表 I-2-1 団体・メーカー等が製品への石綿含有の有無を公表している例

団体・メーカー名		URL
団体	日本建築仕上材工業会	<a href="https://www.nsk-web.org/asubesito/questionnaire.pdf">https://www.nsk-web.org/asubesito/questionnaire.pdf</a>
	一般社団法人石膏ボード工業会	<a href="http://www.gypsumboard-a.or.jp/safety/asbestos.html">http://www.gypsumboard-a.or.jp/safety/asbestos.html</a>
	せんい強化セメント板協会 (SKC 協会)	<a href="http://www.skc-kyoukai.org/environment/pdf/productlist_asbestos.pdf">http://www.skc-kyoukai.org/environment/pdf/productlist_asbestos.pdf</a>
	ロックウール工業会	<a href="https://www.rwa.gr.jp/download/data/AS_SEIZOUJIKI.pdf">https://www.rwa.gr.jp/download/data/AS_SEIZOUJIKI.pdf</a>
メーカー	(株) エーアンドエーマテリアル	<a href="https://www.aa-material.co.jp/contact/dl/110207_sekimen.pdf">https://www.aa-material.co.jp/contact/dl/110207_sekimen.pdf</a>
	ニチアス(株)	<a href="https://www.nichias.co.jp/kanrenjouhou/pdf/20050721.pdf">https://www.nichias.co.jp/kanrenjouhou/pdf/20050721.pdf</a> <a href="https://www.nichias.co.jp/kanrenjouhou/pdf/050906_05.pdf">https://www.nichias.co.jp/kanrenjouhou/pdf/050906_05.pdf</a>



HOME

当サイトについて

関連情報

ご利用上の注意

NEWS

操作説明

この石綿（アスベスト）含有建材データベースは、建設事業者、解体事業者や住宅・建築物所有者等が、解体工事等に際し、使用されている建材の石綿（アスベスト）含有状況に関する情報を簡便に把握できるようにすることを目的として、建材メーカーが過去に製造した石綿（アスベスト）含有建材の種類、名称、製造時期、石綿（アスベスト）の種類・含有率等の情報を提供するものです。検索の対象となる登録されている建材情報の収集方法等について、十分にご了解いただき、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃等に関する法律等の関係法令を遵守した上でご利用ください。

## 🔍 建材を検索する



複数の単語を入力する場合は、スペース（空白文字）で区切ってください。

🔍 検索する

検索する単語が、正式な名称である可能性が低い場合は、以下の☑欄を外さずにご利用ください。

建材名（一般名）

商品名

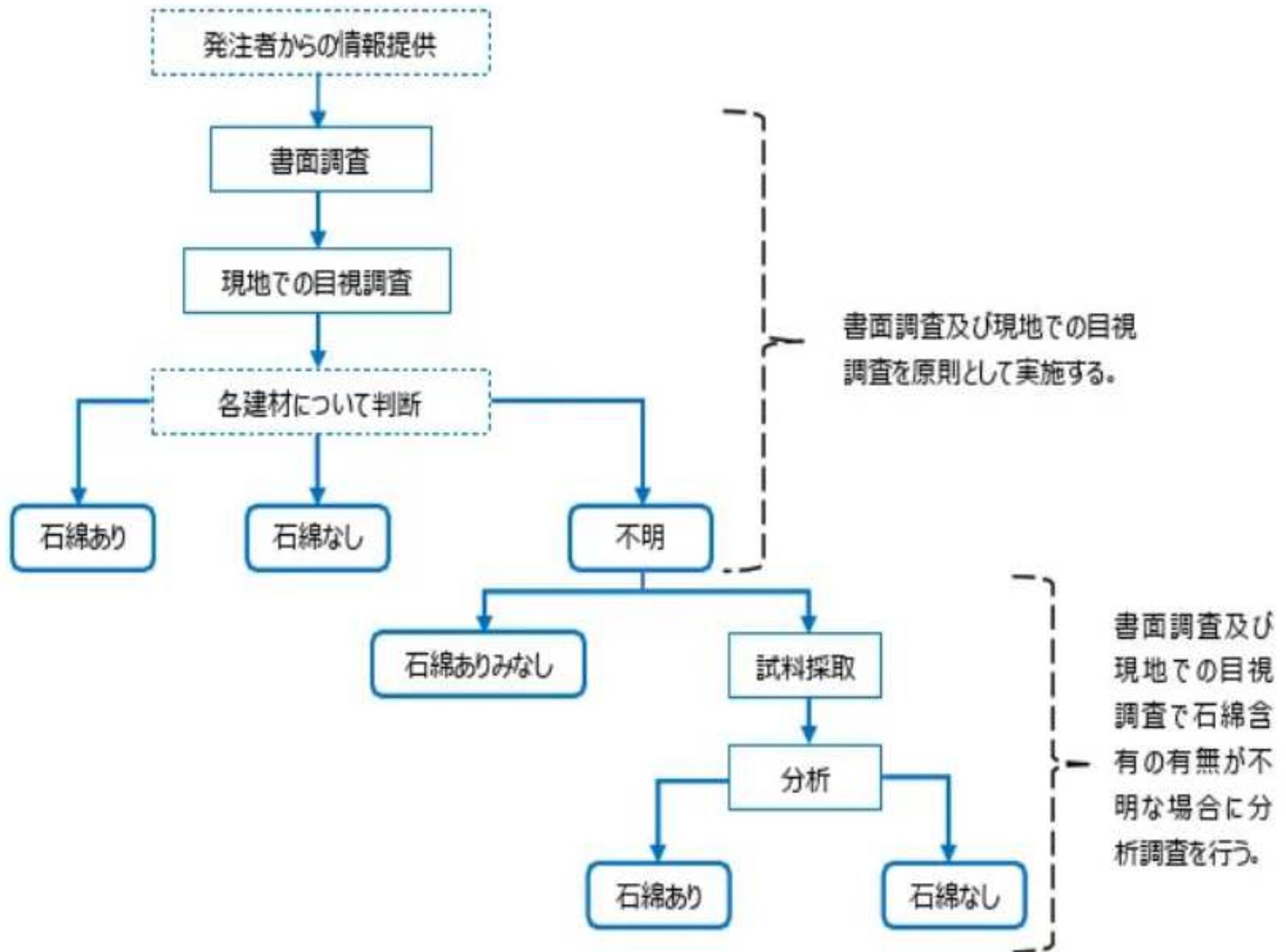
製造時メーカー名

現在メーカー名

型番・品番

詳細条件を指定する

( <https://asbestos-database.jp/> )



事前調査者の資格はありますか？



- ☑ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ☑ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ☑ 一戸建て等石綿含有建材調査者      一戸建て住宅等に限定
- ☑ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

**解体・リフォームを行う事業者は早期の取得を**



事前調査結果を監督署に報告していますか？



### 【報告対象となる工事】

1. 建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80 m<sup>2</sup>以上）
2. 建築物の改修工事（請負代金の合計額100万円以上（税込））
3. 工作物の解体・改修工事（請負代金の合計額100万円以上（税込））
4. 鋼製の船舶（総トン数20トン以上）の解体又は改修工事

☞ **事前調査自体は工事の規模関係なく実施が必要**

☞ **石綿が「なし」と確認された場合もその旨報告が必要**

- ☑ 石綿作業主任者の有資格者に作業を指揮させていますか？
- ☑ 作業員は全員石綿使用建築物等解体等業務の特別教育を受けていますか？
- ☑ レベル3建材のみであっても作業計画を作成していますか？
- ☑ 作業計画のとおり作業が実施されたか写真等で記録していますか？

解体やリフォームはすぐに終わるから大げさだよ・・・



**短期間の低濃度ばく露の  
危険性は不明な点が多い**

## 本日のテーマ

1. **建設業における労働災害発生状況**
2. **墜落・転落災害の防止について**
3. **熱中症対策について**
4. **石綿暴露防止について**

Aさんは安全に対する意識理解は  
高いけどBさんは・・・

現場に負担が・・・



一人ひとりに理解を求めるだけでなく、  
通常業務に安全衛生活動を溶け込ませる



安全衛生活動の**仕組み化**

ご安全に!



# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.5)

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP 2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**